

条例に基づく被災者の方に対する市税の減免措置について

災害により被害を受けた方は、次のとおり市税の軽減または免除を受けることができます。

税目	軽減又は免除の要件	軽減又は免除の割合		
市民税	災害により、納税義務者が死亡、又は障害者となった場合（当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額の未納分が対象）	納税義務者が死亡した場合… 10分の10 納税義務者が障害者となった場合… 10分の9		
	以下のすべての要件を満たす場合（当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額の未納分が対象） ① 納税義務者の所有に係る住宅（不動産事業に係る住宅を除く）又は日常使用する家財につき、受けた損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く）が住宅等の価格の10分の3以上 ② 前年中の合計所得金額が1,000万円以下	前年中の合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合
		500万円以下	10分の3以上10分の5未満	2分の1
			10分の5以上	10分の10
		750万円以下	10分の3以上10分の5未満	4分の1
			10分の5以上	2分の1
		750万円を超える	10分の3以上10分の5未満	8分の1
			10分の5以上	4分の1
	以下のすべての要件を満たす場合（災害後に到来する納期の農業所得に係る市民税の所得割の額が対象） ① 当該年中に収穫すべきであった農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上 ② 前年中の合計所得金額が1,000万円以下 ③ 前年中の合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下	前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
		300万円以下	10分の10	
400万円以下		10分の8		
550万円以下		10分の6		
750万円以下		10分の4		
750万円を超える		10分の2		

※ 必要書類：減免申請書・り災証明書等

※ 申請：納期限までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】市民税課 電話 097-537-5729

税目	軽減又は免除の要件	軽減又は免除の割合		
固定資産税	大分市内に所在し、災害により著しく価値を減じた固定資産（保険金等により補てんされるべき金額を除く）（災害後に到来する納期にかかる税額が対象） ・（土地） 流失、埋没若しくは崩壊又は天候の不順等により作付不能又は収穫皆無若しくは使用不能となった土地 ・（家屋・償却資産） 価格の2割以上の価値を減じる損害を受けた家屋・償却資産	区分	損害の程度	軽減又は免除の割合
		土地（※）	10分の8以上	10分の10
			10分の6以上10分の8未満	10分の8
			10分の4以上10分の6未満	10分の6
			10分の2以上10分の4未満	10分の4
		家屋	全壊、焼失、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
			主要構造部分が著しく損傷し大修理を要する場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
			屋根や壁等に損傷を受け当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
			下壁や畳等に損傷を受け当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
		償却資産	家屋に準じて軽減・免除	
※土地についての損害の程度：被害面積／当該土地面積				

※ 必要書類：減免申請書・り災証明書等

※ 申請：納期限前7日までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】資産税課 電話 097-537-5610

税目	軽減又は免除の要件	減免の割合	
事業所税	天災により全部又は一部が滅失したことにより価値が減じた施設 (当該施設について保険金等により補てんされるべき金額を除く)	損害の程度	軽減又は免除の割合
		全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
		主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
		屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
		下壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※ 必要書類：減免申請書・り災証明書等

※ 申請：納期限までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】税制課 電話 097-537-7314